西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、西東京市個人情報保護・情報公開審査会の設置及び組織並びに 調査審議の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第105条第3項において準用する同条第1項の規定、西東京市情報公開条例(平成 13年西東京市条例第12号)第17条第1項の規定及び西東京市議会の個人情報の保 護に関する条例(令和〇年西東京市議会条例第〇〇号)第〇〇条第〇項の規定に よる諮問に応じ審査請求について調査審議するため、西東京市に、西東京市個人 情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、西東京市長(以下「市長」という。)が任命する。
- 2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も 同様とする。

(会長)

- 第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委 員が、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

- 第6条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮問をした市の機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下「諮問庁」という。)に対し、公文書(西東京市情報公開条例第11条第1項に規定する決定に係る公文書をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の 規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の閲覧等)

- 第8条 審査請求人等は、審査会に対し、第6条第3項の規定による資料の提出又は 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法 律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用 する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあって は、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又はこれ らの資料若しくは主張書面の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記 載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者 の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなけ れば、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、西東京市行政不服審査に関する条例(平成28年西東京市条例第3号)第11条第1項に規定する手数料を納付しなければならない。

(審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う審議の手続は、公開しない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第4条第3項の規定に違反して職務上知り得た個人の秘密を漏らした者は、 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第4条

第1項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合に おいて、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受け たものとみなす。